

# 豊橋市設計業務等 変更ガイドライン

令和5年4月

豊橋市



## はじめに

設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。発注者が業務の基本的な方針を明確に示し、受託者は業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、自らの技術力や応用力を発揮して取り組むことで、高品質な成果品の作成につながる。

しかしながら、様々な過程において自然的な履行条件が実際と相違するなど、予見できない事態が発生した場合は、業務内容の変更や業務の一時中止などが避けられない場合がある。

より良い品質の成果品を作成するには、発注者が、設計図書における適正な条件明示のみならず、履行条件の変化に伴う適切な設計変更を行うことが重要であり、設計変更内容については、両者が合意した上で、契約を締結することが不可欠となる。

さらに、令和元年6月には「新・担い手3法」として「公共工事の品質確保の推進に関する法律」の一部が改正され、公共工事に関する調査等（設計、測量、地質調査その他の調査）の品質が公共工事の品質確保を図るうえで重要な役割を担っていることから、法律の対象に公共工事に関する調査等が新たに位置付けられ、適切な設計変更が発注者の責務であることとされた。

本ガイドラインは、設計変更を行う際の発注者及び受託者双方の目安として、その留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、発注者と受託者が相互に設計変更の正しいルールを理解し、設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的とし、策定したものである。

※「設計業務等」とは、測量業務、土質・地質調査業務、設計業務、調査・計画業務及び建築設計業務をいう。



## はじめに

### 発注者・受託者の留意事項

- 発注者は、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。  
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越(翌債)の適切な運用を行う。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した特記仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。
- 受託者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 受発注者は、業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- 受託者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。



# 目 次

I 設計業務等変更ガイドライン-----P 1~P18

II 参考資料-----P19~P28

【豊橋市土木設計業務等委託契約約款(抜粋)】

【豊橋市建築設計業務委託契約約款(抜粋)】



# I 設計変更ガイドライン 目次

1	設計業務等の変更の手続フロー	P 1
2	設計業務等の変更の対象となり得るケース	
	【基本事項】 【留意事項】	P 3
	(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続	P 4
	(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続	P 6
	(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続	P 9
	(4) 業務の中止の場合の手続	P 13
	(5) 受託者の請求による履行期間の延長の場合の手続	P 15
	(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	P 16
3	設計業務等の変更の対象とならないケース	P 17
4	補足	P 18

注) 表中において「土木約款」とは「豊橋市土木設計業務等委託契約約款」を示し、「建築約款」とは「豊橋市建築設計業務等委託契約約款」を示す。

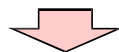
# 1 設計業務等の変更の手続フロー

受託者

## 【土木約款第17条第1項】【建築契約約款19条第1項】

### 以下の事実を発見

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



## 【土木約款第17条第1項】【建築約款19条第1項】 通知(書面)し、確認を請求

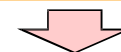
受託者は、業務を行うに当たり、上記のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。



## 【土木約款第17条第2項】【建築約款19条第1項】

### 調査の実施（受託者:立会い）

発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。



## 【土木約款第17条第3項】【建築約款19条第3項】調査結果の通知

発注者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。

意見



調査の結果をとりまとめ

受理



調査の終了後14日以内に、その結果を通知

# 1 設計業務等の変更の手続フロー

受託者

発注者

【土木約款第17条第4項】【建築約款第19条第4項】  
設計図書の変更又は訂正

前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

【土木約款第17条第5項】【建築約款第19条第5項】  
履行期間若しくは業務委託料変更

前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

【土木約款第23条】【建築約款第25条】履行期間の変更方法  
履行期間の変更については、発注者と受託者とが協議して定める。

【土木約款第24条】【建築約款第26条】業務委託料の変更方法等  
業務委託料の変更については、発注者と受託者とが協議して定める。

## 2 設計業務等の変更の対象となり得るケース

### 【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受託者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受託者の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続(土木約款第17条～第24条、建築約款第19条～第26条)を行い、発注者が設計図書の変更又は訂正が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
5. 受託者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

### 【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

1. 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)



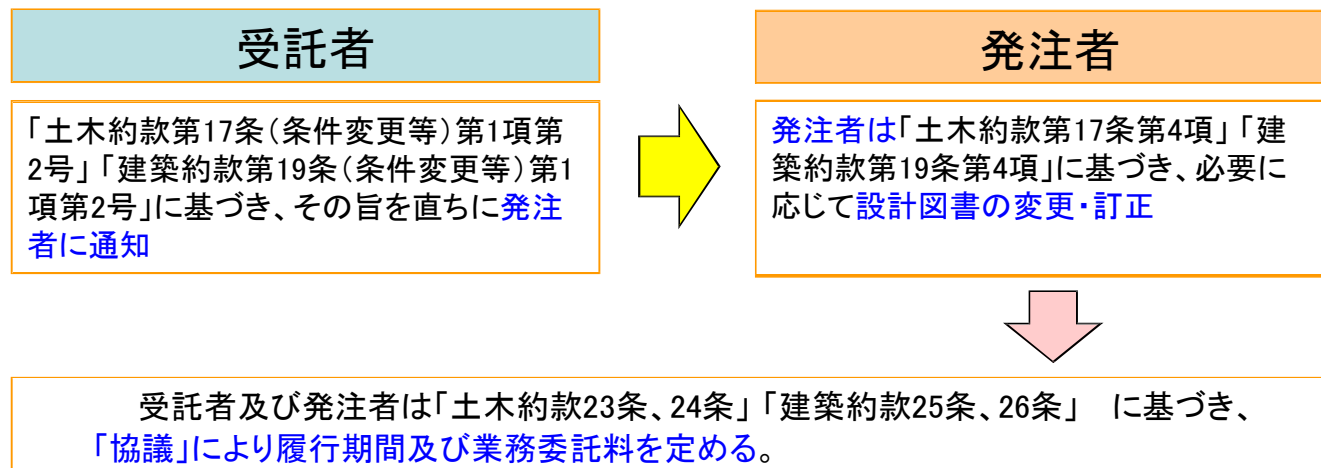
## 2 設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続

【土木約款第17条第1項第2項】【建築約款第19条第1項第2項】

○受託者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受託者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の変更または訂正を行う。



- Ex. (1) 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
- (2) 構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討など、必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- (3) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

など

## 2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

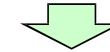
### 変更事例1

道路詳細設計について、業務に着手したところ、長大切土法面の計画箇所で「法面工詳細設計」が必要だったが、設計項目に含まれていなかった。

### 適切な変更手続き

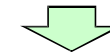
#### 設計図書の脱漏発見 土木約款第17条第1項

受託者は、設計図書の脱漏「法面工詳細設計」が必要であることを直ちに発注者に通知する。



#### 調査～調査結果通知 土木約款第17条第2、3項

受発注者は、打合せ等で、不足する設計項目「法面工詳細設計」の必要性について調査を行い、発注者は結果を受託者に通知する。



#### 設計図書変更～委託料変更 土木約款第17条第4、5項、第24条

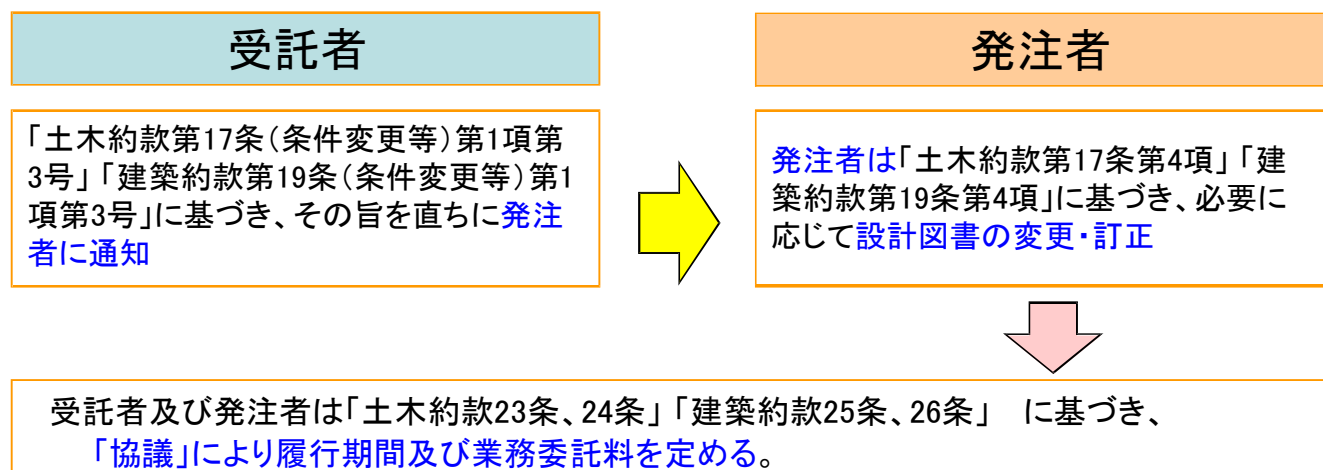
発注者は、「法面工詳細設計」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計項目追加に伴う委託料の変更手続きを行う。

## 2 設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続

【土木約款第17条第1項第3項】【建築約款第19条第1項第3項】

- 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。  
受託者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の変更または訂正を行う。



- Ex. (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。  
(2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。  
(3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。  
(4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

など

## 2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

### 変更事例2

築堤護岸詳細設計において、設計延長は明記されていたが、起終点の明示が無く隣接工区との境界位置が、地先地名の不明確な表現となっており、正確な設計区間を確認できなかった。

### 適切な変更手続き

設計図書の表示が明確でないことを発見土木約款第17条第1項

受託者は、設計図書の表示が明確でないこと「隣接工区との設計境界位置が不明」を直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知土木約款第17条第2、3項

受発注者は、打合せ等で、「隣接工区との設計境界位置の明確化、それに伴う設計延長の増減」について、調査を行い、発注者は結果を受託者に通知する。

設計図書変更～委託料変更土木約款第17条第4、5項、第24条

発注者は、「設計起終点位置を測点で明示するとともに、それに伴う延長の変更」について設計図書（特記仕様書）の変更または訂正し、受発注者は契約変更協議を行い、設計延長変更に伴う業務委託料の変更手続きを行う。

## 2 設計業務等の変更の対象となり得るケース

### 設計変更のポイント 当初設計図書の脱漏、表示が不明確

#### 条件明示チェックシートの活用※予備設計でチェックシート作成済の詳細設計業務の場合

- ・受発注者は、設計項目、設計条件に関する確認は、設計図書・貸与資料に加えて、条件明示チェックシートを用いて確認する必要がある。

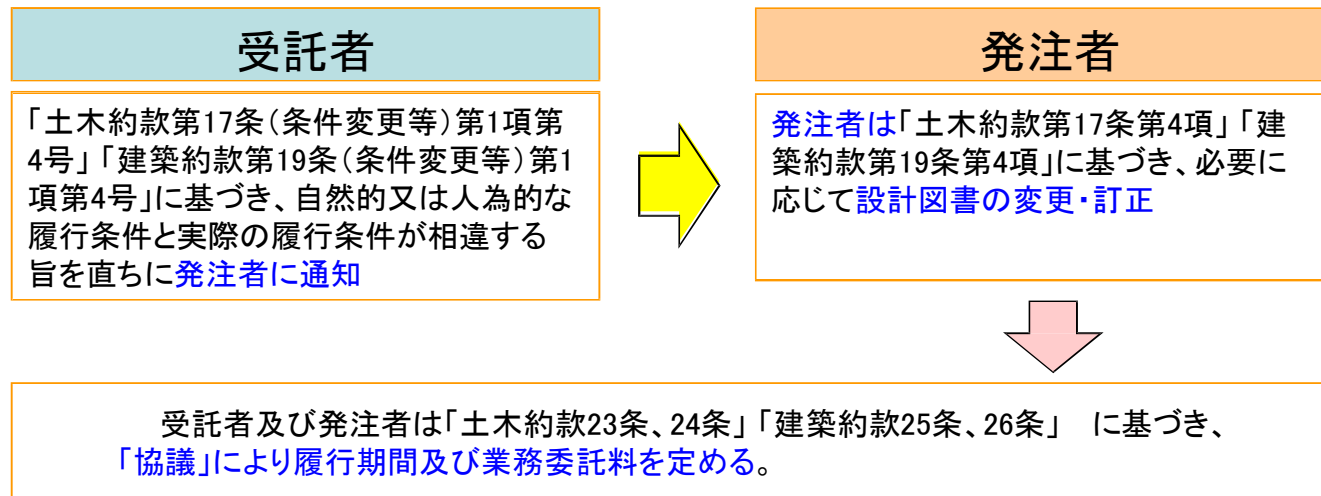
#### ※契約前の注意点業務内容の明確化

- ・発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、設計業務内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- ・例えば、検討対象は様々だが、「検討業務」の一式計上の場合、「対象箇所数、対象延長、検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算・事業費算定の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が出来る。
- ・受託者は本ガイドライン「発注者・受託者の留意事項」に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

## 2 設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合 の手続 【土木約款第17条第1項第4項】【建築約款第19条第1項第4項】

- 自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。受託者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の変更または訂正を行う。



- Ex. (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討するべき項目が増えた。  
(2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。  
(3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。  
(4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、設計業務等の続行ができなかった。  
(5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行ができなかった。  
(6) 設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。  
(7) その他、新たな制約等が発生した場合

など

## 2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

### 変更事例3

樋管詳細設計において、関連する地質調査業務の遅れ、関連する堤防詳細設計の堤防法線決定の遅れによって、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。

### 適切な変更手続き

#### 履行条件の相違発見土木約款第17条第1項

受託者は、履行条件の相違「地質条件、堤防法線条件の明示が遅れたこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。

#### 調査～調査結果通知土木約款第17条第2、3項

受発注者は、打合せ等で、「受託者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた樋管設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受託者に通知する。

#### 設計図書変更～期間変更土木約款第17条第4、5項、第24条

発注者は、「履行期間」について、設計図書(特記仕様書)の変更または訂正し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。

## 2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

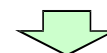
### 変更事例4

橋梁詳細設計の設計条件について河川管理者と協議を行ったところ、河川断面の計画が見直されることとなり、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となった。その結果、検討作業が追加され、履行期間の作業完了が困難となった。

### 適切な変更手続き

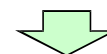
#### 履行条件の相違発見土木約款第17条第1項

受託者は、履行条件の相違「関係機関協議の結果、期間を要する検討作業が発生したこと」から、履行期間の延期が必要であること、追加作業が発生したことを直ちに発注者に通知する。



#### 調査～調査結果通知土木約款第17条第2、3項

受発注者は、打合せ等で、「受託者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた橋梁詳細設計の履行期間、追加の検討作業」について、調査を行い、受託者は結果を発注者に通知する。



#### 設計図書変更～期間・委託料変更土木約款第17条第4、5項、第23条、第24条

発注者は、「履行期間」の変更と「橋梁予備検討項目」の追加について、設計図書(特記仕様書)の変更または訂正し、受発注者は契約変更協議を行い、履行期間と業務委託料の変更手続きを行う。



## 2 設計業務等の変更の対象となり得るケース

### 設計変更のポイント 条件決定の遅れ

#### 同時進行する調査・設計業務の工程に注意

- 設計業務と同時進行で、設計条件と関連のある別途業務が実施される場合がある。
- 受託者は、同時進行する関連業務状況を発注者に確認しながら業務を進め、遅れが生じる場合は設計変更手続きを行う。

#### 調査・設計業務の条件決定の遅れが生じる類似例

- 設計条件に関連する調査業務「測量、地質調査、交通量調査、地下埋設物調査等」の遅れ。
- 設計条件に関連する設計業務「上流の設計成果、隣接工区の設計成果で条件・方針の整合を図る必要のあるもの等」の遅れ。

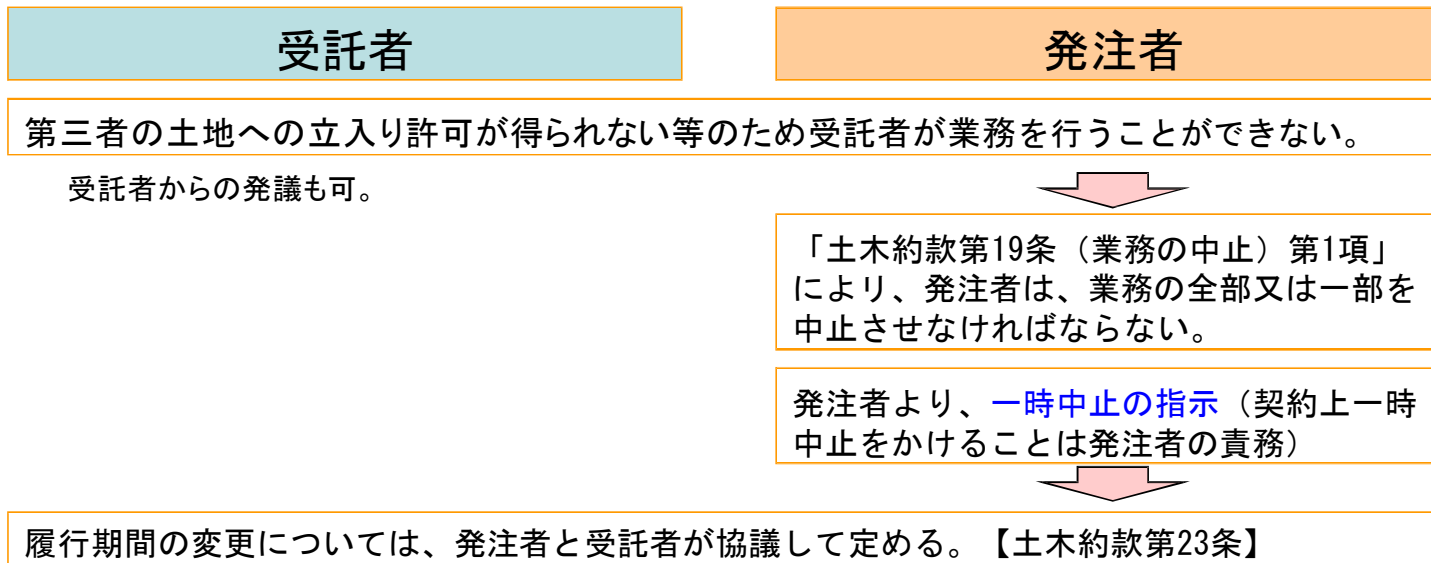
#### 関係機関協議の遅れが生じる類似例

- 公安委員会との調整による遅れ。
- 河川管理者、道路管理者、公園管理者、砂防実施者、治山施設実施者との調整による遅れ。
- 公益事業者（電気、ガス、上下水道、通信等）、鉄道事業者との調整による遅れ。
- 地元住民（自治会含む）との調整による遅れ。
- 農水関係組合、漁港、土地改良区との調整による遅れ。

## 2 設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (4-1) 業務の中止の場合の【土木約款第19条】

○第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受託者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。



※必要に応じて変更工程表等を提出

Ex.(1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。

(2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。

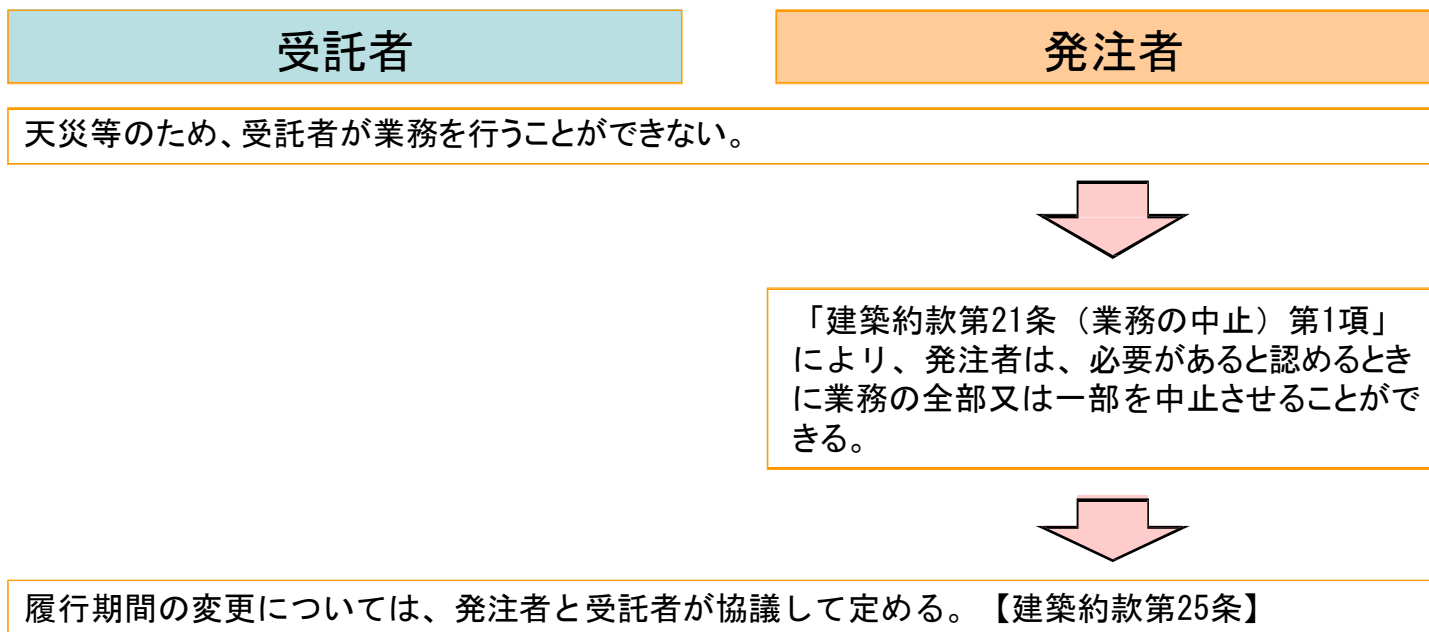
(3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受託者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

など

## 2 設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (4-2) 業務の中止の場合の手続【建築約款第21条】

○発注者は必要があると認めるときは、業務の内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。



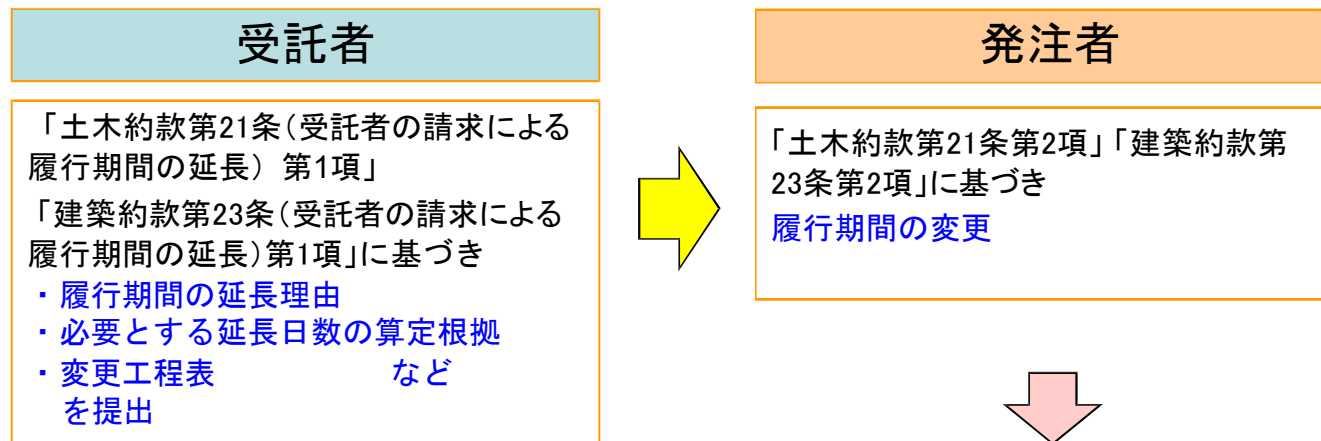
※必要に応じて変更工程表等を提出

- Ex. (1) 環境問題等の発生により建築設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。  
(2) 天災等により建築設計業務等の対象箇所の状態が変動し、業務の続行が不適當又は不可能となった。 など

## 2 設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (5) 受託者の請求による履行期間の延長の場合の手続 【土木約款第21条、建築約款第23条】

- 受託者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。  
受託者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う



履行期間の変更については、発注者と受託者が協議して定める。【土木約款第23条】【建築約款第25条】

- Ex. (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。  
(2) 天災等により業務の履行に支障が生じた。

など



## 2 設計業務等の変更の対象となり得るケース

### (6)「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

○受託者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

- Ex.(1)提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- (2)詳細設計時において、貸与された基本設計、予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- (3)過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

など



### 3 設計業務等の変更の対象とならないケース

#### 【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として土木約款第23条、24条及び建築約款第25条、26条の変更ができない。

ただし、土木約款第25条(臨機の措置)の場合はこの限りではない。

- 1.設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受託者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- 2.発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- 3.豊橋市土木設計業務等委託契約約款(第17条～第24条)、豊橋市建築設計業務等委託契約約款(第19条～第26条)に定められている所定の手続を経ていない場合
- 4.正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

## 4 補足

### 日頃から心がけて頂きたい内容

- 1) 業務の発注前までに、業務に係わる問題点の解決や設計条件を確定させること。
- 2) どのような設計条件であるか把握できる条件明示チェックシートを、受発注者は業務開始前に活用し共有すること。
- 3) 受発注間の密接な連絡をとりあい情報を共有すること。
- 4) 受託者からの疑義に対するワンデーレスポンスを実施すること。
- 5) 設計条件の再認識や施工の留意点が把握できる合同現地踏査の実施すること。
- 6) 受発注者相互で何を確認し了承を確認したか記録する、打合せ記録簿での共有をすること。
- 7) 受託者とは対等であることを認識すること。

## Ⅱ 参考資料 目次

### 1 豊橋市土木設計業務等委託契約約款(抜粋)

- ◇第17条 :条件変更等
- ◇第18条 :設計図書等の変更
- ◇第19条 :業務の中止
- ◇第20条 :業務に係る受託者の提案
- ◇第20条の2 :適正な履行期間の設定
- ◇第21条 :受託者の請求による履行期間の延長
- ◇第22条 :発注者の請求による履行期間の短縮等
- ◇第23条 :履行期間の変更方法
- ◇第24条 :業務委託料の変更方法等
- ◇第25条 :臨機の措置

### 2 豊橋市建築設計業務委託契約約款(抜粋)

- ◆第19条 :条件変更等
- ◆第20条 :設計図書等の変更
- ◆第21条 :業務の中止
- ◆第22条 :業務に係る受託者の提案
- ◆第22条の2 :適正な履行期間の設定
- ◆第23条 :受託者の請求による履行期間の延長
- ◆第24条 :発注者の請求による履行期間の短縮等
- ◆第25条 :履行期間の変更方法
- ◆第26条 :業務委託料の変更方法等



# 1. 豊橋市土木設計業務等委託契約約款の条項

## 第17条(条件変更等)

受託者は業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
  - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## 第18条(設計図書等の変更)

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第20条において「設計図書等」という。)の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## 第19条(業務の中止)

第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受託者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## 第20条(業務に係る受託者の提案)

受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

## 第20条の2(適正な履行期間の設定)

発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

## 第21条(受託者の請求による履行期間の延長)

受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 第22条(発注者の請求による履行期間の短縮等)

発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## 第23条(履行期間の変更方法)

履行期間の変更については、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## 第24条(業務委託料の変更方法等)

業務委託料の変更については、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に、発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受託者とが協議して定める。

## 第25条(臨機の措置)

受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

## 2. 豊橋市建築設計業務等委託契約約款の条項

### 第19条(条件変更等)

受託者は業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## 第20条(設計図書等の変更)

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第22条において「設計図書等」という。)の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## 第21条(業務の中止)

発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## 第22条(業務に係る受託者の提案)

受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

## 第22条の2(適正な履行期間の設定)

発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

## 第23条(受託者の請求による履行期間の延長)

受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



## 第24条(発注者の請求による履行期間の短縮等)

発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## 第25条(履行期間の変更方法)

履行期間の変更については、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## 第26条(業務委託料の変更方法等)

業務委託料の変更については、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に、発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受託者とが協議して定める。